

# 運営規約

本規約は、「新町未来メッセ」運営委員会が運営管理する WEB サイト「新町未来メッセ」(以下は「本サイト」という。)の運営を円滑に行うために、必要な事項を定めるものです。

## 目的

**第1条** 本サイトは、インターネット上に仮想工業団地を構築し、登録事業所(以下「会員」という。)から提供される情報を公開し、会員の受発注・技術提携・共同開発等を支援することを目的とします。

## サイトの運営管理

**第2条** 本サイトは、高崎市新町商工会で組織する「新町未来メッセ」運営委員会(以下「本会」という。)で運営管理します。

2. 本サイトの運営は、下記5条における年会費、入会金並びに高崎市新町商工会等関係団体から拠出される事業費及び寄付によってまかないます。

## 提供するサービス

**第3条** 本会が本サイトで会員に提供する基本サービスは次の通りです。

1. 定型フォームによる会員の企業紹介 本会が定めるフォームにより、会員から提供された、企業情報等を本サイトに掲載します。
2. 会員の自社ホームページへのリンク 本サイトから会員の自社ホームページへリンクを張ります。
3. アクセスログなどの各種情報の提供 本サイトのアクセスログ等を会員に提供します。
4. 電子メールの無い会員に対する連絡窓口 電子メールによる受注・照会に対し、当該会員に連絡します。
5. 問い合わせ企業の与信情報の提供(無償または有償、日経テレコン・東京商エリサーチ)  
本サイトを通じて発生した引き合い等について、会員から与信調査の依頼があった場合、本会は可能な範囲で 対象企業の情報を収集し会員に提供します。(本会は、対象企業の情報を提供するのみで、その企業の信用を保証するものではありません。)

## 会員の登録

**第4条** 本サイトに登録するには、本会が定める申込書を提出して本会の承認を得なければなりません。

## 会費

**第5条** 会員は、下記に定める年会費と入会金を本会に支払っていただきます。なお、退会等いかなる理由があっても納入した会費は返金しません。但し過誤納の場合を除きます。

1. 年会費 ..... 6,000円
2. 入会金 ..... 2,000円

※毎年10月以降に加入した事業所の年会費は3,000円とします。

※年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとします。

## 登録の抹消

**第6条** 登録の抹消は、会員から登録抹消の申し出があった場合、又は事業所の廃止、会費の未納、本サイトの運営規約に従わなかった場合、その他本会が必要と判断した場合に登録を抹消します。

## 掲載情報の更新

**第7条** 本サイトに、掲載される企業情報等は以下のとおり更新します。

1. 定期更新（無償）本会は年度内に1回、会員へ掲載内容の変更の有無を問い合わせ、本会が定める期日までに報告があったものについて無償で更新します。
2. 随時更新（有償）上記1以外で、会員から自社の掲載内容変更の依頼があった場合。会員は変更手数料(実費)を本会に支払うものとします。

## 免責事項

**第8条** 本会は、本サイトの利用者に損害が発生しても一切責任を負いません。

1. 会員は取引に関連する責任(メリット・デメリット)を持ちます。
2. 共同受注の際は、幹事企業(リーダー企業)が責任を持つこととなります。
3. 会員は製品・サービスに関連する責任(瑕疵担保責任、PL法など)を持ちます。
4. 本会は天災及びネットワーク障害等によって発生した損害について責任を負いません。
5. ネットワーク障害、ネットワークコンピュータに対する事業妨害行為による被害は免責とします。

## 規約外の規程

**第9条** この規約に定めのない事項については、本会の議決を経て別に定めます。

## 附則

(実施の期間) 1. この規約は、平成25年9月3日から実施します。